

しょう がい しゃ おおつ障害者プラン

おお つ し しょうがい しゃ けい かく おお つ し しょうがい ふく し けい かく だい き けい かく
大津市障害者計画・大津市障害福祉計画(第7期計画)

おお つ し しょうがい じ ふく し けい かく だい き けい かく
大津市障害児福祉計画(第3期計画)

がい よう ばん
【概要版】



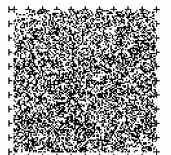
だい かい てん たいしょう さくひんめい うし かいが さくしゃ
「第10回ぴかっtoアート展・大賞」作品名：さかだちする牛（絵画）作者：いしいこうた

れい わ ねん がつ
令和6(2024)年3月

おお つ し
大津市

さっし おんせい いんさつ
この冊子は、音声コード(Uni-Voice)を印刷しています。

おんせい もじじょうほう く こ どう かつじぶんしょ
この音声コードには文字情報が組み込まれており、スマートフォン等の活字文書
よ あ つか おんせい ないよう よ あ
読み上げアプリを使って、音声で内容を読み上げることができます。



しょうがいしゃ がいよう おおつ 障害者プランの概要

1 けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

おおつしでは、へいせい30ねんどに「おおつししょうがいしゃけいかく」を、れいわ3ねんどに「おおつししょうがいふくしけいかく（だい6きけいかく）・おおつししょうがいじふくしけいかく（だい2きけいかく）」をさくていし、しょうがいのある人に向けたかくしゆしやくやしょうふくしやくをすいしんしてきました。（ほんしでは、3つのけいかくをそうしやう「おおつしょうがいしゃプラン」としています。）これらのけいかくが令和5ねんどをもってじゆうりやうすることから、だい2きけいかくである「おおつししょうがいしゃけいかく・おおつししょうがいふくしけいかく（だい7きけいかく）・おおつししょうがいじふくしけいかく（だい3きけいかく）」をさくていし、しやくをそうごうてき・すいしんしてきます。

2 けいかく いちづ 計画の位置付け

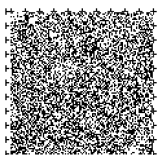
『おおつしょうがいしゃプラン』<おおつししょうがいしゃけいかく・おおつししょうがいふくしけいかく（だい7きけいかく）・おおつししょうがいじふくしけいかく（だい3きけいかく）>は、「しょうがいしゃけいかく」、「しょうがいふくしけいかく」、「しょうがいじふくしけいかく」の3つのけいかくをいつたいてきさくていし、それぞれ「しちやうそんしやうがいしゃけいかく」、「しちやうそんしやうがいふくしけいかく」、「しちやうそんしやうがいじふくしけいかく」としていちづけられます。

3 けいかく たいしやう 計画の対象

ほんけいかくは、しみん、ちいきだんたい、しょうがいふくしサービスじぎやうしよきぎやうかんけいきかんなどをたいしやうとしています。また、しょうがいのある人については、「しょうがいしゃきほんぽう だい2じやう」に基づき、しょうがいしゃてちやうも持っている人だけでなく、せいどかんこうにより、にちじやうしゃかいせいかつそうどうせいげんうるじやうたいある人全てを含みます。この中には、はったつしょうがいこうじのうきのうしょうがいある人、なんびやうかんじやとうふく、難病患者等も含まれます。

けいかく きかん
計画の期間

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者 計画	障害者計画			障害者計画					
福祉 障害 計画	第6期			第7期			次期計画		
障害 児福祉 計画	第2期			第3期			次期計画		



4 計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

将来像

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる

共生のまち“大津”

ノーマライゼーション

どのような障害があっても、
障害のない人と同じように生活
し、活動できる社会が本来の社会
の姿であるという考え方

ソーシャル・インクルージョン

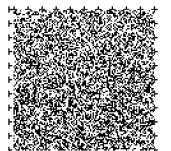
だれもが社会の中で孤立したり
排除されず、その存在の価値と
役割を持ち得る社会、だれもを
包含しうる社会を目指す考え方

(2) 障害者計画の基本方針

- ① 障害のある人の自己決定の尊重
- ② 身近な配慮や工夫による共生社会づくり
- ③ 保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

(3) 障害（児）福祉計画の基本方針

- ① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- ② 地域生活移行や就労支援等の課題への対応
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組への対応
- ④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害のある人の社会参加の支援



5 重点的に取り組む施策

8つの重点的に取り組むべき施策を設定します。

(1) 共生社会づくりを目指すための差別解消の推進

障害のある人とない人がお互いに理解し、支え合い、同じ地域で暮らしていける共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育等を通じて障害に対する理解を促進し、交流活動を推進していくことで、障害を理由とする差別の解消につなげていきます。

(2) 総合的な相談窓口となる基幹相談支援センターの機能充実

障害のある人、一人ひとりの状態や求めているもの、家庭環境等の複合的な課題に対応した、きめ細やかな相談やサービスを提供する総合的な相談窓口として、基幹相談支援センター機能を持つ「おおつ基幹相談ネット」の充実を目指します。

(3) 災害時における地域の支援体制づくりの強化

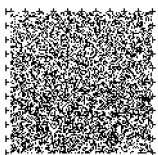
災害による被害を最小限に抑えるため、障害のある人と家族、その周囲の人々が協力し合い、身近な地域での救助活動ができるよう、近隣住民や地域団体などによる日頃からの自主防災活動を支援するとともに、避難支援に関する啓発を推進します。

また、福祉避難所の整備や一般避難所における障害者への配慮の体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことを目指します。

(4) 重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする人、強度行動障害を呈する人への支援の充実

重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方が安心して生活するために、医療的ケアに対応できる日中活動の場等の充実が求められています。医療的ケア児者等の状態やその家族の状況を踏まえ、障害福祉サービスと保健サービス、医療サービスといった支援の充実を図っていきます。

重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人や、強度行動障害を呈する知的障害者に対応できる生活介護等の日中の場、短期入所や住まいの場の充実を図ります。



(5) 医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実

障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるように、保健・医療サービスの充実に努めます。

早期発見、早期治療を目指した地域での保健医療体制の構築など、精神保健福祉に関する支援体制を充実し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の拡充を図ります。

(6) 障害のある人や家族の高齢化に対応した支援の推進

障害者の高齢化にともなう障害状態の重度化や、障害者の親等の家族の高齢化（いわゆる障害分野における8050問題）、「親亡き後」を見据え、住まいの場の確保や在宅サービスなどの地域生活基盤の充実にあわせて、障害のある人の求めているものに応じて、日常生活または、社会生活を営む上での在宅サービスの量的・質的充実に努めます。

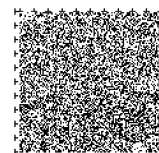
(7) 情報提供から就労定着に至るまでの総合的な就労支援の充実

障害のある人で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難な人には福祉的就労の充実に努め、総合的な就労支援を推進します。

(8) 情報アクセシビリティ(※)の向上

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は、全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの認識のもと制定されました。身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。また、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するため、情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション（意思疎通）手段の充実に努めます。

※情報アクセシビリティ（Accessibility）とは、高齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が情報資源を円滑に取得・利用できることです。



しょうがいしゃけいかく 障 害 者 計 画

しさをくたいけい 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

ひとり
一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”

1 差別解消と相互理解の促進

2 相談体制・情報アクセシビリティの向上

3 福祉のまちづくりの推進

4 子どもの育ちに応じた支援の充実

5 保健・医療の充実

6 地域生活支援の充実

7 就労の促進

1-1 障害を理由とする差別解消と理解の促進

1-2 障害のある人の権利擁護の推進

1-3 生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動等の振興

2-1 相談体制の充実

2-2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

3-1 生活環境の整備

3-2 防災・防犯対策の充実

3-3 地域福祉活動と団体活動の推進

4-1 早期発見・対応と療育の推進

4-2 年齢や発達段階、障害特性に応じた保育・教育の充実

4-3 一貫した相談支援体制の強化

5-1 医療との連携

5-2 精神保健福祉に関する支援体制の充実

5-3 健康づくり施策の充実

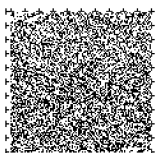
6-1 障害福祉サービス等の充実

6-2 地域生活への移行の促進

6-3 障害のある人の家族への支援

7-1 就労支援の充実

7-2 多様な就労の場の確保



1 差別解消と相互理解の促進

1-1 障害を理由とする差別解消と理解の促進

障害のある人への差別をなくすため、合理的配慮を行い、お互いの人格と個性を尊重しながら共に生きる社会を目指し、啓発活動や人権教育を推進し、障害の有無にかかわらず交流の場を充実させます。

【基本的な施策】

- ① 共生社会の実現に向けた理解・啓発の推進
- ② 差別の解消と合理的配慮の提供の促進
- ③ 福祉教育・人権教育の推進

1-2 障害のある人の権利擁護の推進

障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止に取り組めます。家族の介護負担軽減や、家族や養護者による虐待だけでなく、施設従事者や就労場所の利用者による虐待も防止するため、啓発活動を推進します。

【基本的な施策】

- ① 障害のある人への虐待の対応
- ② 意思決定支援の推進
- ③ 権利擁護のための支援及び成年後見制度の利用促進

1-3 生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動等の振興

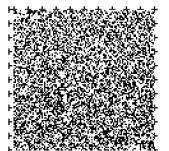
障害のある人の社会参加を促進し、多様な活動の場を提供します。

【基本的な施策】

- ① スポーツ、生涯学習活動等への支援
- ② 文化・芸術活動への支援



ありがとう



2 相談体制・情報アクセシビリティの向上

2-1 相談体制の充実

相談支援体制を強化し、基幹相談支援センター「おおつ基幹相談ネット」を充実させ、市全体で連携・協働する支援体制を構築します。

【基本的な施策】

- ①相談支援体制の充実 ②関係機関の連携の推進 ③重層的な支援体制整備事業の推進

2-2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人の多様なニーズに応じたわかりやすい情報提供をするなど、適切な情報提供体制を確保・強化します。

【基本的な施策】

- ①障害特性に応じた情報提供体制の確保 ②コミュニケーション支援の充実

3 福祉のまちづくりの推進

3-1 生活環境の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰にとっても安全で快適な生活環境を整備するため、障害の有無にかかわらず使いやすい公共施設にするなど、福祉のまちづくりを推進します。

【基本的な施策】

- ①歩行空間等の整備 ②移動・交通対策の推進 ③建築物の整備

3-2 防災・防犯対策の充実

障害のある人の安心な地域生活のため、防災訓練や自主防災組織の強化、適切な避難支援と安否確認の体制整備を進めます。

【基本的な施策】

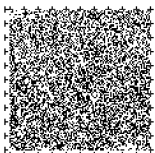
- ①地域ぐるみの支援体制の確立 ②防災対策の推進 ③地域における防犯の推進

3-3 地域福祉活動と団体活動の推進

地域住民やボランティア団体による地域福祉活動の拡充を支援します。

【基本的な施策】

- ①地域福祉の推進 ②障害者関係団体への支援



4 子どもの育ちに応じた支援の充実

4-1 早期発見・対応と療育の推進

発達支援が必要な子が地域で総合的な相談支援を受けられるよう、親子への療育と相談体制を強化します。

【基本的な施策】

① 障害等の早期発見・早期対応

② 療育・発達支援体制の充実

4-2 年齢や発達段階、障害特性に応じた保育・教育の充実

障害のある子どもに適した支援を提供するため、福祉、保育、教育部門が連携し、インクルーシブな保育・教育を推進します。

【基本的な施策】

① 乳幼児期における保育・教育の充実

② 学校教育の充実

③ 教育環境の整備・充実

④ 休日や放課後活動の充実

⑤ 医療的ケア児への支援の充実

4-3 一貫した相談支援体制の強化

障害のある子どもに対する療育・保育・教育は、個々の特性や発達に合わせたものとし、それぞれの谷間をなくすために関係機関が連携し、一貫した相談支援を強化します。

【基本的な施策】

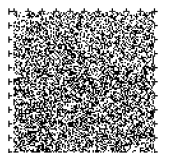
① ライフステージに応じた相談支援体制の充実

② 関係機関との連携の充実

③ 障害のある子どもを育てる家族支援の充実



なかま
仲間



5 保健・医療の充実

5-1 医療との連携

障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けられる体制を強化し、保健・医療・福祉の連携による健康支援を推進します。

【基本的な施策】

- ①医療機関との連携強化
- ②地域医療・リハビリテーションの充実
- ③医療的ケアの必要な人への支援の充実
- ④医療サービスの充実

5-2 精神保健福祉に関する支援体制の充実

精神障害者が地域で安定して暮らせるため、正しい知識の普及や地域での保健医療体制の充実を図り「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築します。

【基本的な施策】

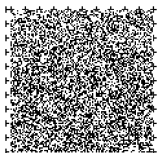
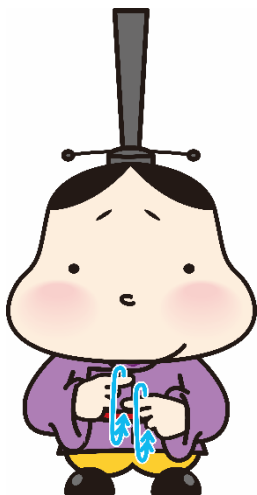
- ①医療・相談体制の充実
- ②精神障害のある人の地域移行への支援

5-3 健康づくり施策の充実

健康づくりの普及啓発と生活習慣病予防を推進し、早期発見・対応のための健診を実施します。

【基本的な施策】

- ①健康づくりの普及啓発
- ②健康診査・訪問指導の充実
- ③健康相談の充実
- ④こころの健康づくり支援の充実



しゅわ
手話

6 地域生活支援の充実

6-1 障害福祉サービス等の充実

障害者の多様なニーズに応じた支援を強化します。

【基本的な施策】

- ① 障害特性や個々のニーズへの対応の充実
- ② 障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実
- ③ 適切なサービス提供に向けての指導
- ④ 重度障害者等（強度行動障害、重症心身障害、医療的ケア児者等）への支援
- ⑤ 障害福祉人材の確保・定着

6-2 地域生活への移行の促進

障害のある人が、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。

【基本的な施策】

- ① 地域生活の移行支援
- ② 地域生活支援拠点の充実
- ③ 居住の支援

6-3 障害のある人の家族への支援

障害のある人の家族の負担を軽減し、孤立を防ぐため、相談支援体制を強化し、必要なサービスの利用を促進します。

【基本的な施策】

- ① 家族に対する総合的な支援

7 就労の促進

7-1 就労支援の充実

障害のある人の雇用を維持・拡大・向上するための支援に努めます。

【基本的な施策】

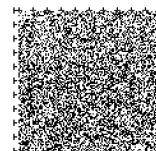
- ① 職場における障害のある人の理解の促進
- ② 障害のある人の雇用の促進
- ③ 就労移行及び定着支援の推進
- ④ 難病患者の就労相談の利用促進

7-2 多様な就労の場の確保

障害のある人が自分の能力を発揮して働けるよう、多様な就労の場を確保します。

【基本的な施策】

- ① 事業振興の支援



しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画

1 施設入所利用者の地域生活への移行

目標値	
令和8年度末の施設入所者数	160人
令和8年度末における地域生活への移行者数	22人
県外施設入所者のうち県内での生活を実現する者	3人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

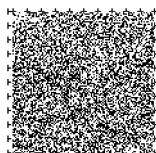
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての成果指標は定めていませんが、サービス等の質の向上を図るような活動指標を設定しています。

3 地域生活支援の充実

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討
強度行動障害を呈する人への支援体制の充実	年5回以上検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行

目標値	
令和8年度中の一般就労移行者数（全体）	26人
令和8年度中の一般就労移行者数（就労移行支援）	21人
令和8年度中の一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和8年度中の一般就労移行者数（就労継続支援B型）	6人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上
令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	4人 (1ヶ月平均)



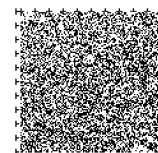
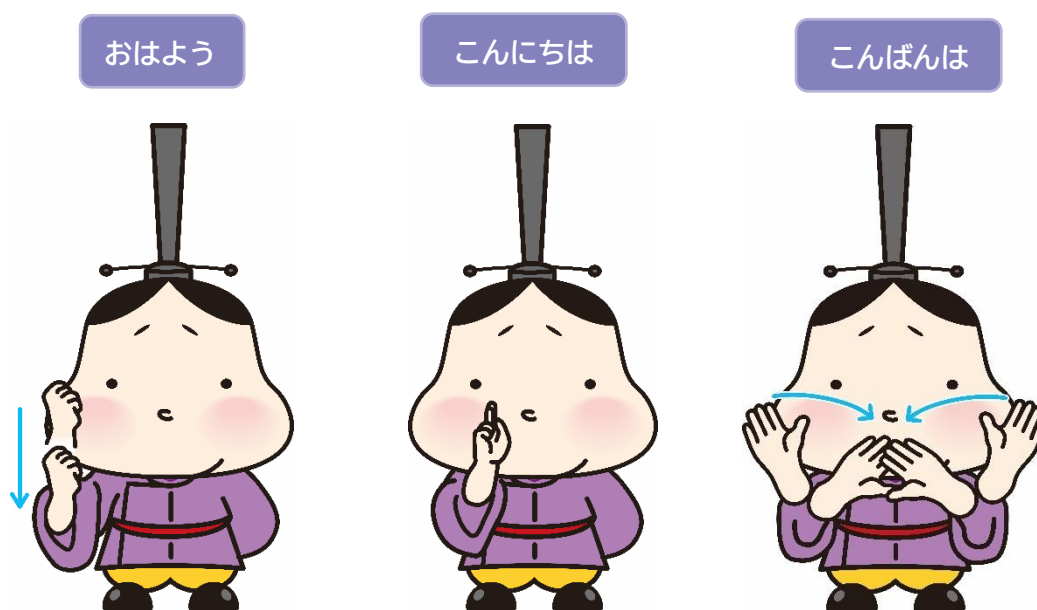
目 標 値	
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率 7割以上の事業所の割合	全体の2割5分以上
大津市障害者自立支援協議会就労支援部会の開催回数	6回

5 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	5人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善等を行なう部会の設置数及び開催回数	相談支援連絡会 12回/年

6 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施



7 障害福祉サービスの利用見込み

(1) 訪問系サービスの利用見込量

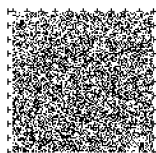
必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	819	732	745	759	773	787
	時間/月	13,911	11,010	13,332	13,583	13,833	14,084
重度訪問介護	人/月	64	73	76	79	82	86
	時間/月	7,744	8,118	8,452	8,799	9,161	9,537
同行援護	人/月	89	87	87	87	87	87
	時間/月	2,072	2,474	2,155	2,155	2,155	2,155
行動援護	人/月	184	256	267	278	290	303
	時間/月	5,183	7,274	7,587	7,913	8,253	8,607

(2) 日中活動系サービスの利用見込量

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	626	639	650	661	672	683
	日/月	11,704	11,784	10,505	10,683	10,860	11,038
自立訓練 (機能訓練)	人/月	10	8	8	8	8	8
	日/月	125	108	108	108	108	108
自立訓練 (生活訓練)	人/月	56	35	37	39	41	44
	日/月	911	509	538	569	602	636
就労移行支援	人/月	128	139	153	169	186	206
	日/月	2,156	2,341	2,510	2,772	3,051	3,379
就労継続支援 (A型)	人/月	135	148	155	163	171	180
	日/月	2,504	2,703	2,858	3,006	3,153	3,319



サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人/月	756	834	895	961	1,032	1,108
	日/月	12,096	13,318	14,140	15,182	16,304	17,505
就労定着支援	人/月	42	36	42	42	42	42
就労選択支援	人/月			—	—	1	1
療養介護	人/月	58	60	60	60	60	60
	日/月	1,744	1,799	1,801	1,801	1,801	1,801
短期入所 (福祉型)	人/月	239	247	248	249	249	250
	日/月	1,382	1,396	1,154	1,158	1,158	1,163

(3) 居住系サービスの利用見込量

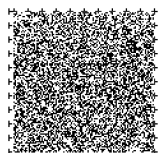
必要な量の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	329	362	392	424	459	496
施設入所支援	人/月	162	160	159	157	156	154
自立生活援助	人/月	5	4	9	9	9	9

(4) 相談支援の利用見込量

必要な量の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	426	438	493	556	626	705
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1



8 地域生活支援事業の見込み（必須事業）

(1) 相談支援事業

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業所数	カ所	11	14	15	15	15	15
地域自立支援協議会設置数	カ所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援機能強化事業所数	カ所	1	4	4	4	4	4
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

(2) 成年後見制度利用支援事業

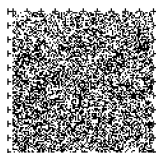
必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	65	73	77	81	85	89

(3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣	回	637	537	563	591	620	651
手話通訳者設置数	人/年	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業	人/年	122	105	110	115	120	126
	件/年	1,002	841	883	927	973	1,021



(4) 日常生活用具給付等事業

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	38	18	18	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	57	61	61	61	61	61
在宅療養等支援用具	件/年	69	85	84	84	83	82
情報・意思疎通支援用具	件/年	132	153	158	164	170	176
排泄管理支援用具	件/年	11,143	11,419	11,582	11,747	11,914	12,084
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	11	13	13	13	13	13

(5) 移動支援事業

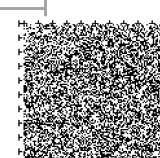
必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	856	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
	時間/年	58,692	49,881	49,881	49,881	49,881	49,881

(6) 地域活動支援センター事業

必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	基盤的的事业	カ所	2	2	1	1	1
	機能強化事業	人/年	70	64	68	68	68
		カ所	2	2	1	1	1



9 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

(1) 日常生活支援事業

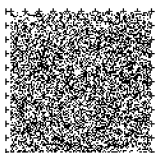
必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心身障害者訪問	人/月	43	43	45	47	49	51
入浴サービス事業	カ所/月	5	5	5	5	5	5
心身障害者施設	人/月	0	7	10	13	16	19
入浴サービス事業	カ所/月	0	4	6	7	7	7
日中一時支援事業	人/月	699	748	752	756	760	764
	カ所/月	68	72	72	73	73	74
在宅重度心身 障害者住宅改修 費用の助成	人/年	11	13	12	11	11	10

(2) 社会参加促進事業

必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得 費助成事業	人/年	3	0	3	3	3	3
自動車改造費助成事業	人/年	11	5	12	12	12	12



しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画

1 しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびどう 障害児支援の提供体制の整備等

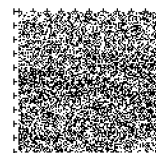
むくひょうち 目標値	
れいわねんどまつまでにじゅうそうてきちいきしえんたいせいこうちくめざ 令和8年度末までに重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童 発達支援センター設置	3か所
れいわねんどまつまでにほいくしよとうほうもんしえんりようたいせいこうちく 令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	あり
れいわねんどまつまでにじゅうしょうしんしんしよがいじしえんじどうはつたつしえんじきようしよ 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 の確保	6か所
れいわねんどまつまでにじゅうしょうしんしんしよがいじしえんほうかごとう 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービ ス事業所の確保	18か所
れいわねんどまつまでにいりようてきじしえんきようぎば 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
れいわねんどまつまでにいりようてきじどうかん 令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

2 しょうがいじふくし りようみこ 障害児福祉サービスの利用見込み

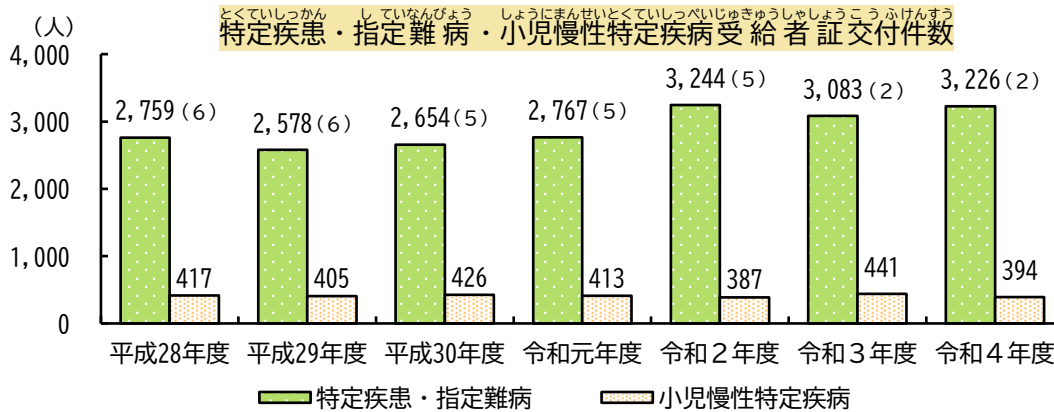
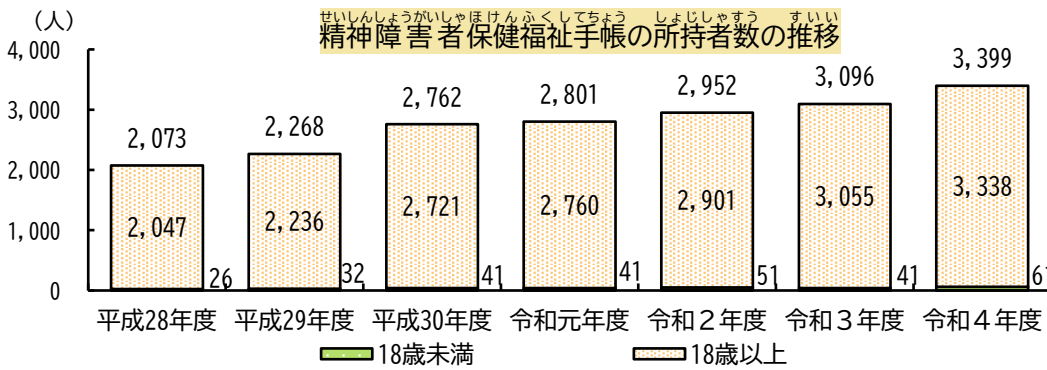
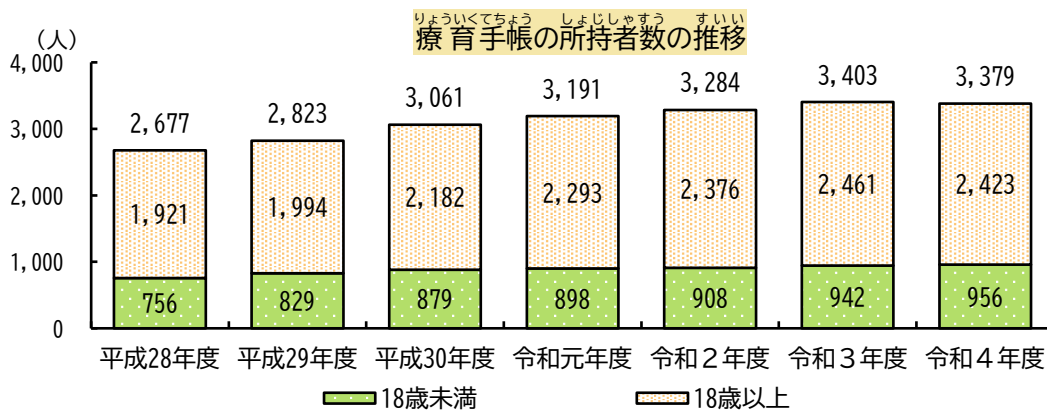
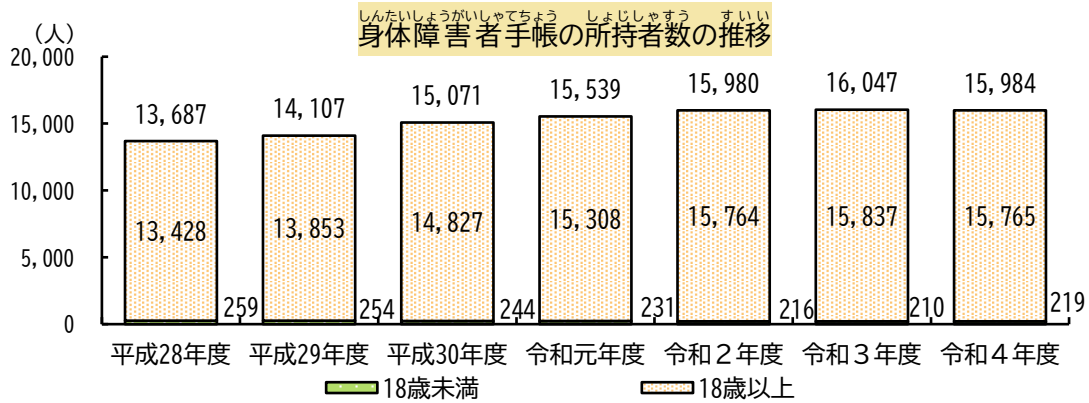
(1) しょうがいじふくし みこみりよう 障害児福祉サービスの見込量

ひつようりようみこつきあ
必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	たんい 単位	じっせき 実績			みこ 見込み		
		れいわ ねんど 3年度	れいわ ねんど 4年度	れいわ ねんど 5年度 すいけい 推計	れいわ ねんど 6年度	れいわ ねんど 7年度	れいわ ねんど 8年度
じどうはつたつしえん 児童発達支援	にんつき 人/月	158	181	186	191	197	202
	にちつき 日/月	1,462	1,394	1,615	1,658	1,711	1,754
いりようがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	にんつき 人/月	0	0	2	2	2	2
	かいつき 回/月	0	0	11	11	11	11
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんつき 人/月	664	731	777	826	878	933
	にちつき 日/月	7,893	8,790	9,831	10,995	12,297	13,754
ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんつき 人/月	6	10	10	15	20	25
	かいつき 回/月	7	11	11	15	20	25
きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんつき 人/月	3	2	3	3	3	3
	かいつき 回/月	6	5	9	9	9	9
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	にんつき 人/月	158	188	220	258	302	353
いりようてきじたいかんれん 医療的ケア児に対する関連 ぶんやしえんちようせい 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	にん 人	10	11	11	11	11	11

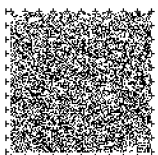


とうけい 統計 データ



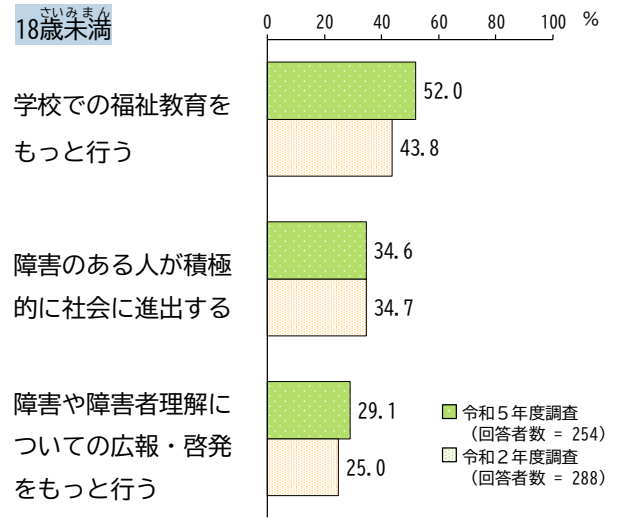
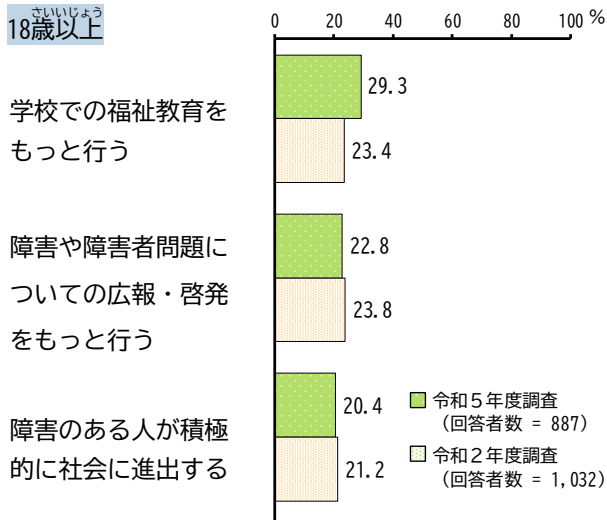
※「特定疾患・指定難病」の()内の値は、特定疾患の内数

資料：障害福祉課調べ（各年度4月1日現在、「特定疾患・指定難病・小児慢性特定疾病受給者証交付件数」は各年度3月31日現在）

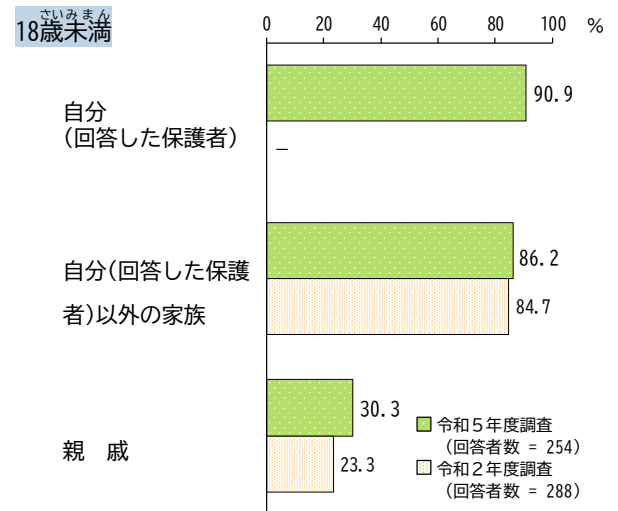
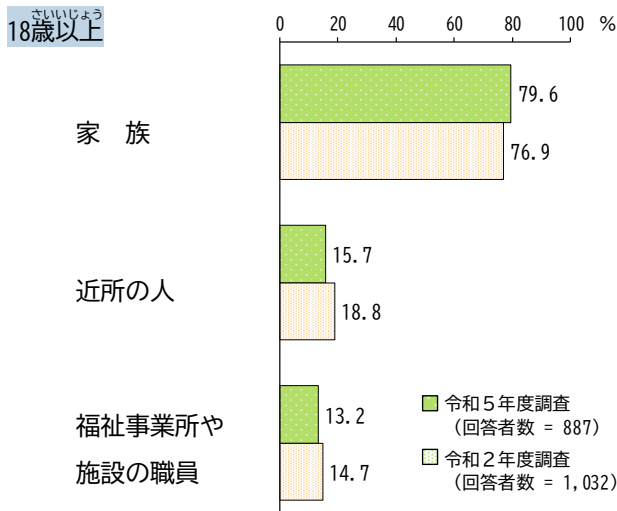


ちょうさけつか ばっすい アンケート調査結果（抜粋）

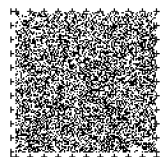
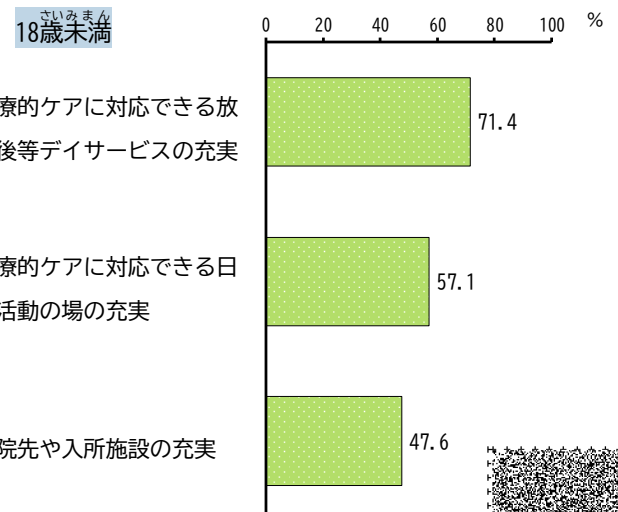
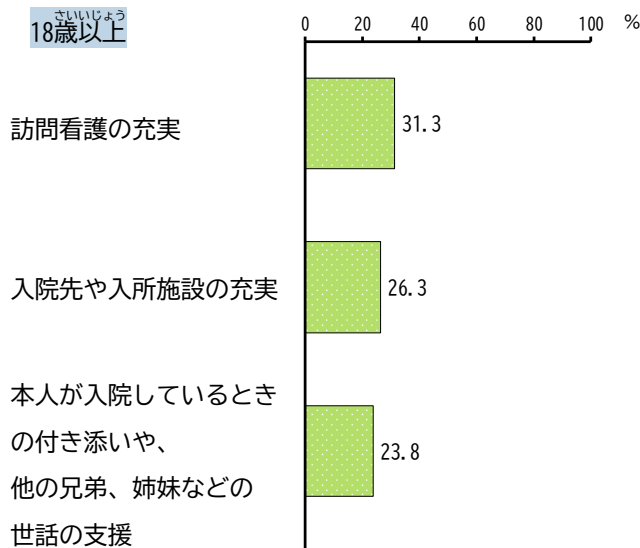
問 障害のある人への市民の理解を深めるために必要なこと（上位3つ）



問 災害が起こった時、手助けしてくれる身近な人（上位3つ）



問 医療的ケアを必要とする人が、安心して暮らすために充実すべきサービス（上位3つ）



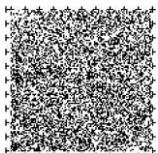
しょうがいじしゃねんれいべつおも そうだんきかん 障害児者年齢別主な相談機関

れいわ ねん がつげんざい ないよう
(令和6年3月現在の内容です。)

行政機関及び直営機関

外部機関

相談の種類	年齢							
	妊娠期～ 4カ月未満	4カ月～ 3歳半未満	3歳半～ 6歳未満	6歳～ 15歳未満	15歳～ 18歳未満	18歳以上	成人期 以降	
障害福祉全般		障害福祉課、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員等						
		委託相談支援事業所、サービス提供事業所						
地域生活全般	保健総務課すこやか相談所							
乳幼児相談	母子保健課、保健総務課すこやか相談所 (妊婦相談、育児相談)							
	母子保健課 (妊婦健診、赤ちゃん相談会、乳幼児健診)							
療育、子育て 支援			大津市ことばの教室					
		児童発達支援等						
保育・教育				児童クラブ	その他、年齢に応じた保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等の保育・教育機関においても相談を行っています			
	幼保支援課(巡回相談)			教育支援センター				
発達相談支援			子ども発達相談センター		発達障害者相談支援センターかほん			
小児慢性特定 疾病に関する 相談	母子保健課							
難病に関する 相談						保健予防課		
精神保健に 関する相談					大津市保健所			
就労に関する 相談					ハローワーク、おおつ働き・暮らし応援センター(Hatch・はっち)			
虐待に関する 相談		子ども・子育て安心課、障害福祉課(サービス提供事業所によるもの)				障害者虐待防止センター、障害福祉課		
		滋賀県大津高島子ども家庭相談センター				あんしん長寿相談所、長寿政策課		
中途障害・疾病						病院相談窓口		
介護保険関係						あんしん長寿相談所、介護保険課		



障害福祉課

☎ 528-2745 ☎ 528-2726 ☎ 528-2696 FAX : 524-0086

※身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員、委託相談支援事業所、サービス提供事業所は市障害福祉課ホームページでご確認ください。

すこやか相談所

和邇すこやか相談所	☎ 594-8023	FAX : 594-4189
堅田すこやか相談所	☎ 574-0294	FAX : 574-1728
比叡すこやか相談所	☎ 578-8294	FAX : 578-8120
中すこやか相談所	☎ 528-2941	FAX : 527-3022
膳所すこやか相談所	☎ 522-1294	FAX : 522-1198
南すこやか相談所	☎ 534-0294	FAX : 534-9256
瀬田すこやか相談所	☎ 545-0294	FAX : 543-4436

つながる



児童発達支援センター〈やまびこ園・教室〉	☎ 527-0467	FAX : 527-0293
やまびこ相談支援事業所	☎ 523-7711	FAX : 527-0293
北部子ども療育センターわくわく教室	☎ 594-8415	FAX : 594-8416
わくわく相談支援事業所	☎ 594-5100	FAX : 594-8416
東部子ども療育センターのびのび教室	☎ 547-3535	FAX : 544-1415
のびのび相談支援事業所 (令和6年6月開所予定)		
子育て総合支援センター〈ゆめっこ〉	☎ 528-2525	FAX : 527-8765
大津市ことばの教室 〈北部〉	☎ 594-1211	〈中央〉 ☎ 527-5527
		〈南部〉 ☎ 521-1893

幼保支援課	☎ 528-2806	FAX : 525-3305
児童クラブ課	☎ 528-2776	FAX : 521-5115
教育支援センター	☎ 527-5525	FAX : 526-8030

子ども発達相談センター	☎ 511-9330	FAX : 526-8030
発達障害者相談支援センターかほん	☎ 526-5477	FAX : 534-4479

大津市保健所

母子保健課	☎ 511-9182	FAX : 523-1110
保健予防課	☎ 522-7228	FAX : 525-6161

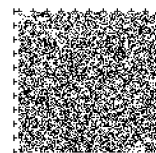
おおつ働き・暮らし 応援センター (Hatch・はっち)	☎ 522-5142	FAX : 522-5103
------------------------------------	------------	----------------

子ども・子育て安心課	☎ 528-2688	FAX : 525-3305
大津市障害者虐待防止センター	☎ 523-7188	FAX : 523-7559
長寿政策課	☎ 528-2741	FAX : 526-8382

各医療機関における相談窓口

介護保険課	☎ 528-2753	FAX : 526-8382
-------	------------	----------------

(令和6年3月現在の機関名、連絡先です。最新の情報は市のホームページでご確認ください。)





だい かい てん ゆうしゅうしょう
 「第11回ぴかつ to アート展・優秀賞」
 さくひんめい かいが
 作品名：カギカコ（絵画）
 さくしゃ
 作者：NAO



だい かい てん かさく
 「第13回ぴかつ to アート展・佳作」
 さくひんめい ししゅう
 作品名：アメリカンガール（刺繍）
 さくしゃ とくめい
 作者：匿名



だい かい てん かさく
 「第12回ぴかつ to アート展・佳作」
 さくひんめい そうけい
 作品名：3つのプリズム（造形）
 さくしゃ
 作者：YURI

おおつしょうがいしゃ障害者プラン【がいようばん概要版】

おおつししょうがいしゃけいかく おおつししょうがいふくしけいかく だい きけいかく
 大津市障害者計画・大津市障害福祉計画（第7期計画）
 おおつししょうがいじふくしけいかく だい きけいかく
 大津市障害児福祉計画（第3期計画）

れいわ ねん がつ
 令和6（2024）年3月

はっこう おおつし へんしゅう おおつし ふくしゅう しょうがいふくしか
 発行：大津市 編集：大津市 福祉部 障害福祉課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵 町 3番 1号

でんわ
 電話：077-528-2745 FAX：077-524-0086

MAIL：otsu1408@city.otsu.lg.jp

URL：https://www.city.otsu.lg.jp

プラン本編（詳細版）は、
 市のホームページに掲載
 しています。

